

雄武町地域材利用推進方針

第1 趣旨

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、北海道地域材利用推進方針（以下、「道推進方針」という。）に即して策定するものであり、北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材（以下「地域材」という。）の利用の促進を図るため、建築物及び公共土木工事（以下「建築物等」という。）などにおける地域材の利用を推進する上で必要な事項を定める。

第2 建築物等における木材の利用の促進の意義

町が、建築物等において率先して木材を利用することにより、森林の保全と木材の利用の両立を推進するとともに、その効果に関する町民の理解を深める。

1 木材利用そのものの効果

公共建築物等は、広く町民一般の利用に供されるものであり、町による率先した木材の利用、あるいは取り組み状況や効果等の積極的な情報発信により、町民に対して木と触れ合い木の良さを実感する機会、木材の特性、木材利用がもたらす効果を幅広く提供することができる。

また、建築物等において木材の利用を進めることで、木材の需要を創出する直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

2 森林の整備、地域経済・雇用の面での効果

木材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化と雇用の創出を図ることができる。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が少ないこと、木材は再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない、「カーボンニュートラル」の特性を有することから、地域材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、SDGs の達成や脱炭素社会の実現にも貢献するものである。

第3 公共建築物等における地域材利用の目標

次に掲げる目標に沿って地域材の利用促進を図るものとする。

- 1 公共建築物の新築・増築又は改築を行う場合、高さ 13m 以下かつ軒高 9 m 以下で、延べ面積 3,000 m² 以下の施設は、原則、地域材を使った木造化を図る。また、全ての施設において、内装等に積極的に地域材を使った木質化を図る。
- 2 公共土木工事においては、木の持つ特性に留意し、積極的に地域材を活用する。
- 3 その他、調達する物品については、木製品が環境にやさしい自然素材であることから、地域材を使った物品を積極的に利用する。

- 4 さらに、地域材の利用に対する町民の理解を深めるとともに、経済波及効果を高めるため、民間事業者が整備する施設においても地域材の積極的な利用を促進する。

第4 地域材の利用を推進すべき公共建築物等

地域材の利用を推進すべき具体的な公共建築物等は、以下のような建築物等とし、あらゆる分野での地域材の利用に努める。

- 1 町が整備する公共建築物
- 2 町が整備する道路、河川、公園、土地改良、漁場の公共工事における土木構造物
- 3 町が調達する机や書棚等の備品、消耗品

第5 地域材の利用促進に向けた取り組み

1 町の取り組み

町は率先して建築物等における木材の利用に努めるとともに、近隣市町村や民間団体その他の関係者の協力も得つつ、地域材の利用の促進に関する施策の効果的な推進を図る。

(1) 地域材の供給体制の整備

(2) 地域材の利用の具体的な事例や建築コスト、木材の調達方法等に関する情報の収集・分析・提供など

(3) 木材の特性やその利用の促進の意義についての町民理解の醸成

2 関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携した取り組み

林業事業体、木材加工業者その他の関係者は、本方針を踏まえ、町や建築物を整備しようとする民間事業者のニーズを的確に把握するとともに、そのニーズに対応した木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報を提供するなど、木材の具体的な利用方法の提案等に努める。

第6 その他地域材の利用を推進する上で必要な事項

1 地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物等における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再造林を確保するなど木材供給及び利用と森林の適正な整備の両立に努める。

附則

この推進方針は、平成24年 3月 8日から施行する。

この推進方針は、令和 7年11月 1日から施行する。